

第2 主要な告示

1 一般廃棄物処理計画実施計画

横浜市告示第122号

一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定め、平成18年4月1日から施行する。

一般廃棄物処理計画実施計画（平成17年3月横浜市告示第122号）は、平成18年3月31日限り廃止する。
平成18年3月31日

横浜市長 中田 宏

1 目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例に基づき単年度ごとの事業計画を定めるものである。

2 計画期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

3 処理計画量

(1) ごみ (単位：トン)

収集搬入量	処理内訳		
	資源化量	焼却量	直接埋立量
1,329,268	197,135	1,108,792	23,341

焼却残さ量	処理内訳		埋立総量
	灰の資源化量	埋立量	
193,386	18,982	174,404	197,745

(2) し尿・浄化槽等汚泥 (単位：キロリットル)

し尿	浄化槽等汚泥	処理量
11,424	27,696	39,120

4 平成18年度の実施

(1) ごみの減量・リサイクルの推進

(G30の推進・普及啓発)

・ホームページや各種広報、イベントなどを通じて、G30の普及啓発を引き続き実施するとともに、焼却工場の見学会やごみの減量・リサイクルに関する出前講座、小学生環境副読本の作成など、幅広い年齢層を対象とした環境教育を推進する。

・横浜G30プランによる財政的効果や環境負荷低減効果を市民にわかりやすく情報提供する。
(家庭系ごみ対策)

・ごみの分別排出の徹底を通じ、より一層のごみ減量・リサイクルを推進する。

- ・電気式生ごみ処理機の購入助成を引き続き実施するとともに、家庭から出るせん定枝を新たに資源物として収集し、家庭から排出される生ごみやせん定枝の減量・リサイクルを推進する。
(事業系ごみ対策)
- ・各種業界の集まりに出向いて説明を行うなど様々な機会を通じて、G30 プランの周知を図るとともに、減量・リサイクルへの働きかけを行う。
- ・大規模事業所への立入調査を行い、減量・リサイクルの働きかけと適正処理の指導を行う。
- ・焼却工場での搬入物検査を実施して、資源物等の搬入を防ぎ、資源化ルートへの誘導を行う。

(2) 運営の効率化と市民サービスアップ

(運営の効率化)

- ・家庭ごみの収集運搬については、引き続き西区と中区の全域で民間委託を実施するとともに、粗大ごみ収集と公衆トイレ日常清掃業務の民間委託をさらに拡大し、リサイクルプラザとリサイクルコミュニティセンターに指定管理者制度を導入する。

(市民サービスアップ)

- ・分別・不適正排出等に関する相談窓口を通じて、不適正処理への迅速な対応を図るとともに、違法事案に対して厳正な措置を講じるなど、監視・指導体制の強化を図る。
- ・家庭ごみふれあい収集と狭路収集を引き続き実施し、市民サービスアップを図る。
- ・地域団体、関係機関等と一体となって放置自動車の発生を防止するとともに、早期撤去を図る。
- ・収集職員等が救急救命技術を習得し、作業中に住民等の事故や急病に遭遇した場合に、応急手当を行える体制の維持・向上を図る。

(3) 安全な処理

- ・焼却、埋立処分しなければならないごみを安全かつ安定的に処理するため、焼却工場の老朽化した設備の大規模補修や既存の最終処分場の有効活用など、施設の長寿命化を図る。
- ・焼却工場における発電効率の向上を図り、発電した電力の売却については、競争入札を拡大し、増収に努める。
- ・栄工場、港南工場については、撤去工事をアスベストやダイオキシン等に十分配慮しながら行い、今後は資源物のストックヤード施設等として活用する。
- ・分別収集の拡大に伴い、緑資源選別センターを増強整備するなど、資源選別施設の安定した稼働を確保する。
- ・焼却工場から発生する焼却灰の資源化を有効に促進するため、実施方針を策定し公表に向けた準備を進める。
- ・市内唯一の内陸処分場である神明台処分地と海面埋立の南本牧廃棄物最終処分場の2つの既存処分場を有効に活用する。また、長期的に安定した廃棄物最終処分場を確保するため、南本牧ふ頭第5ブロック内に新たな処分場を整備するための環境アセスメントを引き続き実施する。

(4) し尿・浄化槽等汚泥の適正処理の推進

- ・し尿の収集・運搬及び処理を円滑に進めるとともに、公衆トイレの衛生的な維持管理に努める。また、事業活動に伴い設置された仮設トイレのし尿収集は引き続き有料で実施する。
- ・浄化槽の適正な維持管理指導、検査指導を行い、環境の保全に努める。

5 収集・搬入計画

(1) 区域、種類と収集搬入・処理処分の方法等

ア (区域) 横浜市全域

イ 種類と収集搬入・処理処分の方法等

(ア) ごみ

次のとおり。

	種類	排出方法	収集運搬方法	処理処分方法
家庭から排出されるもの	燃やすごみ	中身がはっきりと確認できる半透明の袋(透明の袋も可)又はふた付きの容器で排出	週3回、集積場所以て収集	焼却後、埋立て
	缶・びん・ペットボトル	缶・びん・ペットボトルを一緒にし、中身がはっきりと確認できる半透明の袋(透明の袋も可)又はふた付きの容器で排出	週1回、集積場所以て収集	選別施設で選別後、資源化
	小さな金属類	袋に入れずに排出(ただし、刃物等危険なもの、細かくして散乱する恐れのあるものは、新聞紙などで包み品目名を表示して袋に入れる)	週1回、集積場所以て収集 <缶・びん・ペットボトルの日に収集>	資源化
	乾電池	中身がはっきりと確認できる半透明の袋(透明の袋も可)で排出	週3回、集積場所以て収集 <燃やすごみの日に収集>	
	プラスチック製容器包装	中身がはっきりと確認できる半透明の袋(透明の袋も可)又はふた付きの容器で排出	週1回、集積場所以て収集	
	スプレー缶	中身がはっきりと確認できる半透明の袋(透明の袋も可)で排出	週3回、集積場所以て収集 <燃やすごみの日に収集>	
	古紙 (新聞、雑誌・その他の紙、段ボール、紙パック)	品目ごとに大きさをそろえてまとめてひもで十文字にしばって排出(その他の紙は、紙袋または半透明の袋(透明の袋も可)に入れ、ひもでしばるなど中身が出ないようにして排出)	月1回、集積場所以て収集	
	古布	中身がはっきりと確認できる半透明の袋(透明の袋も可)で排出		

	燃えないごみ	購入時の箱や新聞紙などで包み、品目名を表示して排出	週3回、集積場所にて収集 <燃やすごみの日に収集>	埋立て又は資源化	
	粗大ごみ	粗大ごみ収集シール(手数料納付済みのもの)を貼付して排出	電話又はインターネットの申し込みにより、申し込み後おおむね10日以内に指定する場所で収集又は排出者自らが、市が指定する搬入先に搬入	焼却、埋立て又は資源化	
事業活動に伴って生ずる一般廃棄物	資源化可能な古紙	種類ごとに分別し、専ら物業者*又は一般廃棄物収集運搬業者との契約に基づき排出	排出事業者が自ら資源化施設に運搬若しくは専ら物業者*又は一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬	資源化	
	資源化可能な古紙以外の廃棄物	自ら処理をする場合	-----	-----	自らの処理施設で、焼却又は資源化
		事業者が自ら、廃棄物処理施設に搬入する場合	-----	事業者が自ら、廃棄物処理施設へ運搬	・横浜市の処理施設で、焼却、埋立て又は資源化 ・一般廃棄物処分業者の施設で、資源化
		一般廃棄物収集運搬業者が収集する場合	一般廃棄物収集運搬業者との契約に基づき排出	一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬	・専ら物業者*の施設で資源化(古繊維に限る)
		みなとみらい21地区で管路収集する場合	管路投入口に排出	随時収集運搬	横浜市の処理施設で、焼却後、埋立
		専ら物業者*が収集する場合(古繊維に限る)	専ら物業者*との契約に基づき排出	専ら物業者*が収集運搬	専ら物業者*の施設で資源化(古繊維に限る)
		緊急かつやむを得ない事情がある場合	その都度定める		

	一定要件を満たし、住居に併置する事業所及び福祉関係事業所の場合	事業所名等を表示した中身がはっきりと確認できる半透明の袋(透明の袋も可)で排出	市が指定した曜日に集積場所にて収集運搬	家庭から排出されるものと併せて、焼却、埋立又は資源化
その他	動物の死体	丈夫な袋で排出	電話申し込みにより随時収集	焼却
	河川清掃	-----	毎日(日曜・休日・年末年始を除く)収集	焼却、埋立て又は資源化
	不法投棄			
	地域清掃、その他		随時収集	

※専ら物業者(専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬若しくは処分を業として行う者)

(1) し尿及び浄化槽等汚泥

種類	収集方法	処理方法
し尿	一般収集:おおむね月2回収集	下水道処理施設による処理
	臨時収集:申請により収集	
浄化槽等汚泥	一般廃棄物収集運搬業の許可を有する浄化槽清掃許可業者が浄化槽管理者等の依頼に基づき収集	

※臨時収集については、事業活動に伴い設置された仮設トイレの収集の場合、粗大ごみ収集シール(手数料納付済みのもの)を貼付されたものを収集する。

(2) 収集しないごみ

種類	品目
排出禁止物	特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に定めるもの(エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機)、パーソナルコンピューター※1、自動車、オートバイ、大量の自転車、タイヤ(自動車用のものに限る)、自動車・二輪車用バッテリー、小型充電式電池、ボタン電池、消火器、プロパンガスボンベ、高圧ガス容器、ピアノ、廃油、塗料、薬品類、アスベストを含むもの、その他処理に著しい支障を及ぼすもの
一時多量ごみ ※2	収集作業に支障を生じるもの

※1 社団法人電子情報技術産業協会が日本郵政公社と提携して構築した家庭系パーソナルコンピューターの回収・再資源化システムを利用できるものに限る。

※2 一時多量ごみは、排出者自ら又は一般廃棄物収集運搬業者が収集・運搬し、市の指定する施設に搬入する。

(3) 粗大ごみを排出者が自ら持ち込む場合の搬入先

家庭から排出される粗大ごみを排出者が自ら持ち込む場合の搬入先は、次のとおりとする。

搬入先	所在地	搬入物
鶴見資源化センター	鶴見区末広町 1-15-1	資源となる粗大ごみ 可燃性の粗大ごみ スプリングマットレス
港南ストックヤード	港南区日野南 3-1-2	資源となる粗大ごみ 可燃性及び不燃性の粗大ごみ
都筑ストックヤード	都筑区平台 27-1	
神明台ストックヤード	泉区池の谷 3949	資源となる粗大ごみ 可燃性及び不燃性の粗大ごみ スプリングマットレス

6 中間処理計画

(1) 資源化施設（中間処理）

(ア) 家庭から排出されるもの

施設名	所在地	対象物
鶴見資源化センター	鶴見区末広町 1-15-1	缶・びん・ペットボトル
金沢資源選別センター	金沢区幸浦 2-7-1	
緑資源選別センター	緑区上山町 7-4	
戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町 1921-12	
民間処理施設により、中間処理		プラスチック製容器包装
		スプレー缶
		燃えないごみ(蛍光灯)
グリーンコンポスト施設	泉区池の谷 3949	樹木せん定枝

- (イ) 事業活動に伴って生ずる一般廃棄物（一般廃棄物と合わせて処分することができる産業廃棄物「横浜市が処分する産業廃棄物」（平成 15 年 10 月横浜市告示 390 号）を含む。）、一時多量ごみ、その他

搬入先	所在地	搬入物
鶴見工場	鶴見区末広町 1-15-1	可燃性の一般廃棄物(ただし、別表 1 に記載された廃異物を除く。)、 「横浜市が処分する産業廃棄物」 (平成 15 年 10 月横浜市告示第 390 号) に定める産業廃棄物
保土ヶ谷工場	保土ヶ谷区狩場町 355	
旭工場	旭区白根 2-8-1	
金沢工場	金沢区幸浦 2-7-1	
都筑工場	都筑区平台 27-1	
グリーンコンポスト施設	泉区池の谷 3949	樹木せん定枝
神明台処分地	泉区池の谷 3949	不燃性の一般廃棄物(ただし、別表 2 に記載された廃棄物を除く。)
南本牧廃棄物 最終処分場	中区南本牧 4	不燃性の一般廃棄物(ただし、別表 2 に記載された廃棄物を除く。) 「横浜市が処分する産業廃棄物(平成 15 年 10 月横浜市告示第 390 号) に定める産業廃棄物
一般廃棄物処分業者が運営する施設		
専ら再生利用の目的となる一般廃棄物(古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維)のみの処分を業としている施設		
登録再生利用事業者(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第 10 条に規定する) が運営する施設		

※別表 1

<ul style="list-style-type: none"> ・資源化可能な古紙 ・特定家庭用機器再商品化法第 2 条第 5 項(エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機)に定めるもの ・焼却不適物 (液体、大量の粉末、直径 20cm 以上又は長さ 50cm 以上のもの、焼却設備に損傷を与えるおそれがあるもの、感染性廃棄物、動物の死体(横浜市が収集した遺棄動物の死体は除く)) ・その他、処理に著しい支障を及ぼすもの

※別表 2

<ul style="list-style-type: none"> ・ PCB が付着または混入しているもの ・ 油分が付着または混入しているもの ・ 水中に投じて油膜が生じる又は浮遊するもの(神明台処分地を除く) ・ 毒物、劇物又は廃駆除剤が付着又は混入しているもの ・ 著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性又は臭気を有するもの ・ 中空であるもの ・ おおむね 30cm 以上の金属、ガラス、陶磁器及びがれき類 ・ その他、処理に著しい支障を及ぼすもの

(2) 焼却処理施設

(単位：トン)

工場名	所在地	焼却量	焼却残さ量	灰の資源化量
鶴見工場	鶴見区末広町 1-15-1	290,400	57,232	4,030
保土ヶ谷工場	保土ヶ谷区狩場町 355	132,912	21,333	----
旭工場	旭区白根 2-8-1	130,680	22,085	----
金沢工場	金沢区幸浦 2-7-1	292,000	47,744	14,952
都筑工場	都筑区平台 27-1	262,800	44,992	----
計	-----	1,108,792	193,386	18,982

7 最終処分計画

(単位：トン)

処分場名	所在地	直接埋立量	焼却残さ埋立量	埋立量
神明台処分地	泉区池の谷 3949-1	1,000	163,000	164,000
南本牧廃棄物 最終処分場	中区南本牧 4	22,341	11,404	33,745
計	-----	23,341	174,404	197,745

※焼却残さ埋立量には灰の資源化量を除く。

2 再生利用等促進物の指定

告示番号	告示年月日	指定する再生利用等促進物	指定期日
第 154 号	平成 7 年 5 月 25 日	食品容器としてのリターナブルびん 事業活動に伴って発生した古紙	平成 7 年 6 月 1 日
第 156 号	平成 8 年 5 月 15 日	食品容器としてのアルミ缶, スチール 缶, ワンウェイびん	平成 8 年 6 月 1 日
第 264 号	平成 8 年 10 月 25 日	食品容器としてのペットボトル, 紙パ ック	平成 9 年 4 月 1 日
第 80 号	平成 12 年 3 月 24 日	食品用発泡スチロールトレイ	平成 12 年 4 月 1 日

3 適正処理困難物の指定

告示番号	告示年月日	適正処理困難物	指定期日
第 252 号	平成 7 年 12 月 5 日	指定 スプリングマットレス 大型テレビ (25 型以上) 大型冷蔵庫 (250 リットル以上)	平成 7 年 12 月 5 日
第 440 号	平成 13 年 3 月 23 日	指定の解除 大型テレビ (25 型以上) 大型冷蔵庫 (250 リットル以上)	平成 13 年 4 月 1 日
第 367 号	平成 17 年 8 月 25 日	指定 アスベストを含むもの	平成 17 年 8 月 25 日

4 美化推進重点地区の指定

指定地区名	指定年月日
鶴見駅東口地区 東神奈川・仲木戸駅周辺地区 横浜駅周辺地区 みなとみらい 21 地区 関内地区 山下・元町地区 伊勢佐木・野毛地区 弘明寺地区 上大岡・港南中央駅周辺地区 天王町・星川駅周辺地区 鶴ヶ峰駅周辺地区 磯子駅周辺地区 金沢文庫駅周辺地区 新横浜地区 十日市場駅周辺地区 あざみ野駅周辺地区 中川駅周辺地区 戸塚駅周辺地区 本郷台駅周辺地区 いずみ中央駅周辺地区 瀬谷駅周辺地区	平成 8 年 4 月 1 日

5 自動販売機の届出対象地区の指定

指定地区名	指定年月日
鶴見駅東口地区 東神奈川・仲木戸駅周辺地区 横浜駅周辺地区 みなとみらい 21 地区 関内地区 山下・元町地区 伊勢佐木・野毛地区 弘明寺地区 上大岡・港南中央駅周辺地区 天王町・星川駅周辺地区 鶴ヶ峰駅周辺地区 磯子駅周辺地区 金沢文庫駅周辺地区 新横浜地区 十日市場駅周辺地区 あざみ野駅周辺地区 中川駅周辺地区 戸塚駅周辺地区 本郷台駅周辺地区 いずみ中央駅周辺地区 瀬谷駅周辺地区	平成 8 年 4 月 1 日

6 横浜市が処分する産業廃棄物

横浜市告示第390号

横浜市が処分する産業廃棄物（昭和46年12月横浜市告示第247号）の一部を次のように改正し、平成15年12月1日から施行する。

平成15年10月15日

横浜市長 中田 宏

第1 横浜市の施設（南本牧廃棄物最終処分場を除く。以下この表において同じ。）で処分する産業廃棄物

種 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 繊維くず（繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るものに限る。） 2 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物で、前処理したもの 3 と畜場においてとさつし、又は解体した牛に係る固形状の不要物で、特に市長が必要と認めたもの（以下「牛固形不要物」という。） 4 その他特に市長が適当と認めたもの
量	<ol style="list-style-type: none"> 1 1日平均100キログラム以下とし、これを合わせて1箇月3トン以下 2 上記の算定基準によることが実情にそわない場合に、1箇月10立方メートル以下 3 牛固形不要物については、1及び2の規定に係わらず、1日平均2トン以下とし、これを合わせて1ヶ月50トン以下
形 状	あらかじめ、中空の状態でないようにし、かつ、おおむね50センチメートル以下に破砕し、又は切断したもの。ただし、牛固形不要物については、市長の指示に従い適切な形状にしたもの
排出者	横浜市内の中小企業の事業者及びその他特に市長が適当と認めた事業者で、上記の産業廃棄物を横浜市の施設へ搬入することについて、市長に届け出て、その指示を受けたもの
搬入者	上記の届出をした事業者（牛固形不要物の搬入については、事業者から委託を受けた産業廃棄物収集運搬業者で、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けたものを含む。）
備 考	横浜市が行う一般廃棄物の処分に支障を及ぼすと市長が認めた場合は、上記の産業廃棄物の全部又は一部について横浜市の施設への搬入を制限することがある。

第2 南本牧廃棄物最終処分場で処分する産業廃棄物

種 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 燃え殻 2 汚泥 3 鉱さい 4 ばいじん 5 廃プラスチック類 6 ゴムくず 7 金属くず（あき缶を除く。） 8 ガラスくず及び陶磁器くず（あきびん、廃石綿等を除く。） 9 がれき類（工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物で廃石綿等以外のもの） 10 その他特に市長が適当と認めたもの
-----	---

形状等	<p>1 ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されていないもの</p> <p>2 油分が付着し、又は封入されていないもの</p> <p>3 水中に投じて油膜が生じないもの</p> <p>4 水中に投じて浮遊しないもの</p> <p>5 毒物及び劇物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）第 2 条に規定する毒物、劇物及び特定毒物）並びに廃駆除剤（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第 300号）第 3 条第 4 号イ（3）（ハ）に規定する廃駆除剤）が付着し、又は混入されていないもの</p> <p>6 著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性及び臭気を有しないもの</p> <p>7 中空の状態でないもの</p> <p>8 燃え殻については、熱しゃく減量15パーセント以下であって、別表に示す判定基準に適合するもの。 粉末状のものについては、大気中に飛散しないように加湿するなど必要な措置を行ったもの</p> <p>9 汚泥については、水分85パーセント以下であって、流動性がなく、別表に示す判定基準に適合するものとし、かつ有機性汚泥にあつては、焼却施設等で熱しゃく減量15パーセント以下にしたもので、別表に示す判定基準に適合するもの。 粉末状のものについては、大気中に飛散しないように加湿するなど必要な措置を行ったもの</p> <p>10 鋳さいについては、おおむね最大径30センチメートル以下であって、別表に示す判定基準に適合するもの</p> <p>11 ばいじんについては、あらかじめ大気中に飛散しないように梱包するなどの必要な措置を行ったもので、別表に示す判定基準に適合するもの</p> <p>12 廃プラスチック類については、おおむね最大径15センチメートル以下に破碎若しくは、切断したもの又はおおむね最大径30センチメートル以下に熔融固化したもので比重 1.1以上であるもの</p> <p>13 ゴムくずについては、おおむね最大径15センチメートル以下に破碎若しくは、切断したもの又はおおむね最大径30センチメートル以下に熔融固化したもので比重 1.1以上であるもの</p> <p>14 金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず並びにがれき類については、おおむね最大径30センチメートル以下に破碎し、又は切断したもの</p> <p>15 感染性産業廃棄物については、焼却して感染性を消滅させたものであって、別表に示す判定基準に適合するもの</p> <p>16 その他特に市長が適当と認めたものについては、おおむね最大径30センチメートル以下に破碎し、又は切断したもので、別表に示す判定基準に適合するもの</p>
排出者	横浜市内の中小企業の事業者及びその他特に市長が適当と認めた事業者で、上記排出者の産業廃棄物を南本牧廃棄物最終処分場へ搬入することについて、あらかじめ、市長に届け出て、その指示を受けたもの
搬入者	上記の届出をした事業者及び届出をした事業者から委託を受けた産業廃棄物収集運搬業者
備考	横浜市が行う廃棄物の処分に支障を及ぼすと市長が認めた場合は、上記の産業廃棄物の全部又は一部について横浜市の施設への搬入を制限することがある。

別 表

判 定 基 準

	項 目	基 準 値 (溶出試験, ダイオキシン類のみ含有量試験)
有 機 物 質	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
	水銀又はその化合物	0.005mg/1以下
	カドミウム又はその化合物	0.1mg/1以下
	鉛又はその化合物	0.3mg/1以下
	有機燐化合物	0.2mg/1以下
	六価クロム化合物	0.5mg/1以下
	ひ素又はその化合物	0.3mg/1以下
	シアン化合物	1 mg/1以下
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/1以下
	トリクロロエチレン	0.3mg/1以下
	テトラクロロエチレン	0.1mg/1以下
	ジクロロメタン	0.2mg/1以下
	四塩化炭素	0.02mg/1以下
	1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/1以下
	1, 1-ジクロロエチレン	0.2mg/1以下
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/1以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/1以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/1以下
	1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/1以下
	チウラム	0.06mg/1以下
	シマジン	0.03mg/1以下
	チオベンカルブ	0.2mg/1以下
	ベンゼン	0.1mg/1以下
セレン又はその化合物	0.3mg/1以下	
ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g以下	
性 一 状 般	※水分	85%以下
	※含油量	5%以下

- (備考) 1 ※印のあるものについては、基準値以下であっても性状により埋立てを不相当とすることがある。
- 2 溶出試験の試験方法は、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）による。
- 3 試料液の調整は、同告示第1の表試料液ロ又はハによることとし、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン及びベンゼンに係るものは、同告示別表第3（3）ハ（ロ）及び（ハ）によることとする。
- 4 ダイオキシン類の試験は、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年7月厚生省告示192号）別表第1に定める方法による。
- 5 ダイオキシン類の基準値は、平成12年1月15日に現に設置され、又は設置の工事がされていた施設から生ずる廃棄物については、平成14年11月30日までの間は適用しない。

7 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例第3条の規定に基づく総合施策

制 定 平成3年9月25日告示第217号

横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成3年9月横浜市条例第31号）第3条の規定に基づき、横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する総合施策を次のとおり定め、平成3年10月1日から実施する。

平成3年9月25日

横浜市長 高 秀 秀 信

1 放置自動車及び沈船等の発生の防止に関する計画

放置自動車及び沈船等の発生を防止するためには、自動車及び船舶を放置し、又は放置させることのない環境づくりが重要です。このため、横浜市は、次の4項目の対策を重点的に推進します。

(1) 所有者等による処理の推進

事業者等による回収ルートへの周知及び処理業者に関する情報提供を行うことにより、所有者等による自動車及び船舶の適正な処理を促進し、放置の防止を図ります。

(2) 啓発及び広報活動の推進

横浜市の広報媒体及びキャンペーン活動を通じた啓発及び広報活動を継続的に実施します。

(3) 放置防止対策に関する助言及び指導

放置防止対策を講じようとする土地所有者等に対し、助言及び指導を行います。

(4) パトロールの実施

放置を防止するため、計画的なパトロールを行い、状況に応じパトロール重点区域を設定する等効率的なパトロールの実施体制を整備します。

2 放置自動車及び沈船等の処理に関する計画

放置自動車及び沈船等を適正に処理するためには、その発見から最終処分までの手続を円滑かつ公正に行うことが重要です。このため、横浜市は、次の4項目の対策を重点的に推進します。

(1) 放置状況の把握

情報収集を円滑に行うため、自動車及び船舶について、それぞれ専用の電話を設置し、通報の受付体制を整備します。また、調査開始後の手続を効率的に進めるため、パトロール等により放置状況の把握に努めます。

(2) 調査

放置されている自動車及び船舶については、横浜市の職員が実地に厳正な調査を行います。

(3) 廃物の処分等

廃物が市民生活に与える影響を最小限にとどめるため、迅速な処分等を行うことができる体制を整備します。また、廃物のうち再資源化が可能な部分については、原材料として利用する等リサイクルに配慮します。

(4) 放置した者に対する措置

放置した者に対しては、横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例その他関係法規を活用し、厳正な措置を講じます。

3 事業者等及び市民の協力に関する計画

放置自動車及び沈船等の発生を防止し、及びこれらを適正に処理するためには、横浜市、事業者等及び市民が一体となって取り組むことが重要です。このため、横浜市は、次の4項目に重点を置いて、事業者等及び市民の協力を求めます。

(1) 事業者等の協力

事業者等による回収を促進するため、回収ルートの拡充及び周知並びに新たな回収方法の整備について、協力を求めます。また、啓発及び広報活動を含め、放置を防止するための積極的かつ自発的な活動を求めます。

(2) 市民の協力

周辺環境への関心を高めるとともに、情報提供その他日常生活において可能な協力を求めます。特に環境事業推進委員等廃棄物処理にかかわりの深い市民には、市民活動のリーダーとして、幅広い協力を求めます。

(3) 市民団体等の協力

市民団体が行う活動及び地域における活動の中に啓発及び広報活動をはじめ、放置防止及び適正処理に関する活動を取り入れるよう協力を求めます。

(4) 地域の美観保持

横浜市、事業者等及び市民が一体となって地域の美観を保持することにより、放置し、又は放置させることのない環境づくりへの協力を求めます。